

令和6年度福岡県建築住宅センター広報コンサルタント業務に係る 提案公募の実施について

1 目的

令和6年度福岡県建築住宅センター広報コンサルタント業務の委託候補事業者を選定するため、一般財団法人福岡県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する企画提案公募について必要な事項を定めるものである。

2 事業内容

- (1) 業務委託名 令和6年度福岡県建築住宅センター広報コンサルタント業務
- (2) 業務内容 別紙『仕様書』のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (4) 予算限度額 8,125,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 スケジュール

- (1) 公募開始 令和6年7月3日（水）
- (2) 質問の受付期限 令和6年7月10日（水）午後5時
- (3) 企画提案書等提出期限 令和6年7月31日（水）午後5時
- (4) プレゼンテーション 8月上旬予定
- (5) 選定結果の通知 8月上旬予定
- (6) 見積依頼 8月上旬予定
- (7) 契約締結 8月上旬予定

4 企画提案参加資格

以下の要件を全て満たす者であること。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者
- (3) 福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものではないこと。
 - ・PR動画制作等に関する委託業務へのノウハウを有し、その目的を達成するための十分な能力を有する者
 - ・過去3年以内に、受託によるPR動画企画及び制作の実績があること

5 企画提案に関する質問の受付・回答等

(1) 質問の提出

質問がある場合は「質問票」を令和6年7月10日（水）午後5時までに【12 問合せ先】に Email にてご提出ください。

※受信確認のための電話連絡をお願いします。

(2) 回答方法

質問に対する回答は、質問者に対して E-mail で回答するとともに、センターのホームページに掲載します。

6 企画提案書類の提出

(1) 提出書類

- | | |
|---------|-----|
| ① 参加申込書 | 1 部 |
| ② 企画提案書 | 5 部 |
| ③ 会社概要 | 5 部 |
| ④ 見積書 | 5 部 |

※ ②、④については、A4・片面印刷

※ ③については、任意様式（パンフレット等でも可）

※ ④については、委託仕様書中『4 現状』に記載の項目ごと（(2)については事業名ごと）に金額を計上すること。

(2) 提出方法

【12 問合せ先】に持参又は郵送により提出すること

(3) 提出期限

令和6年7月31日（水）午後5時必着

7 企画提案書の作成方法

企画提案書には、(1)～(3)の事項を記載してください。

(1) 企画提案者の概要

- ・企画提案者の組織体制、経営状況、事業内容等
- ・業務を受託するにあたってのセールスポイント
- ・当該事業に類似した業務の受託実績

(2) 業務概要

- ・業務方針、業務実施体制、業務スケジュール
- ・業務の詳細については、別紙「仕様書」に沿って作成
- ・業務の一部を再委託する場合や、外部の協力を得ることが提案の時点で明らかな場合は、提案書でその内容を明らかにする

(3) 提案項目

- ・センター全体の広報、情報発信のイメージ、手法
- ・企画情報部の広報、事業に関するイメージ、手法
- ・企画情報部以外の広報、情報発信のイメージ、手法

(4) 所要経費

契約金額については、提出された企画提案書の評価を行い、委託候補事業者を選定した後、改めて見積り提出を依頼し決定する。

(5) その他

- ・応募は、1事業者につき1件とする
- ・提出された企画提案書等は、委託候補事業者の選定のみ使用する
- ・企画提案書等の作成に要した費用及びその他参加に要した費用については、提案者の負担とする
- ・企画提案書等に係る著作権は提案者に帰属する
- ・提出書類に虚偽の記載をした者の企画提案書は無効とする
- ・審査の公平に影響を与える行為があった場合は無効とする
- ・その他、センターが提示した事項に違反した場合は無効とする
- ・提出された企画提案書等は、理由の如何を問わず返却しない

8 委託先の選定方法

(1) 選定方法

- ・センターが設置する選定委員会において、企画提案書の内容を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った1事業者を選定する。
- ・プレゼンテーションは、提出された企画提案書を基に実施することとし、持ち時間は1社30分程度（説明20分、質疑10分予定）とする。

(2) その他

- ・選定委員会は非公開とする
- ・企画提案者が1事業者であっても選定委員会は開催する
- ・企画提案者がいない場合は、事業内容を見直し、再度公募する

9 評価方法

以下の評価項目ごとに評価を行う。

評価項目	評価内容(評価の視点)	配点
方針	業務方針 ●業務内容をきちんと理解しているか	5点
体制	業務実施体制 ●十分な経験・知見を有する者の配置等、業務遂行可能な人員・組織体制となっているか	5点
計画	業務スケジュール ●業務遂行可能なスケジュールが具体的に示されているか	5点
企画	センター全体の広報／情報発信に関する助言・支援 ●センター事業内容について理解しているか ●提案された手法が的確、実現可能なものか	15点
	企画情報部の広報／事業に関する助言・提案 ●企画情報部の事業内容について理解しているか ●提案された手法が的確、実現可能なものか	20点
	企画情報部 <u>以外</u> の広報／情報発信に関する助言・支援 ●企画情報部以外の業務内容について理解しているか ●提案された手法が的確、実現可能なものか	15点
	イベント・セミナーの開催 ●コンセプトを考慮した企画となっているか ●集客力を高めるものとなっているか	10点
	セミナー開催後の情報発信 ●県民の興味を引く魅力的な方法が示されているか ●効果的な手法が示されているか	10点
実績	類似した業務の受託実績 ●質の高い類似実績業務を有しているか	15点
	合計	100点

- (1) 選定委員の合計点を集計し、順位付けする。
- (2) 最高得点を獲得したものを最優秀提案者として選定し、委託候補事業者とする。
- (3) 最高得点が同点の場合は、選定委員会の協議により最優秀提案者を選定する。
- (4) 満点の5割を最低基準点とし、合計点がこれに満たない場合は、選定しない。また、提案事業者が1事業者の場合、合計点が最低基準点を超えたときは、委託候補事業者として選定する。

10 選定結果の通知

- (1) 選定結果は、提案者全員に書面で通知する。
- (2) 個別具体的な選定理由、選定の経緯は公表しない。
- (3) 選定結果に対する一切の意義申し立ては受け付けない。

11 契約について

- (1) 選定された委託候補事業者と委託契約を締結する。なお、委託契約に係る費用は受託者の負担とする。
- (2) 契約に当たっては、提案内容を基に、委託候補事業者とセンターで打合せの上、最終仕様を決定する。については、委託候補事業者決定後、委託候補事業者は改めて見積書を提出し、予定価格の範囲内で契約を締結する。

12 問合せ先

一般財団法人福岡県建築住宅センター

企画情報部 企画住情報課 担当：森住

【住所】 〒810-0001

福岡市中央区天神1丁目1-1 アクロス福岡東オフィス3階

【TEL】 092-781-5169

【E-mail】 kikaku@fkjc.or.jp